

はるとなり 春隣

春隣は冬の季語。寒さがこたえる真冬の時期にも、かすかな春の予兆に目を向けては、暖かな季節に思いをはせます。

はぐるま



仲間たちへ

はぐるまの会 理事長

澤 俊男

みなさん、新年明けましておめでとうございます。
昨年もまた、新しい仲間を迎え、「はぐるま」も一段と、大きくまりました。
そして、その分新しい仲間たちから多くの考えや体験などもまじえながらの活動が一層の大ききさや、幅などを持つことができたのではなかったかと思えます。
それと申すまでもなく、地域の方々の交流を通しての

ご支援や、ご協力があったのでしたね。
何よりも素晴らしいのは「仲間達」一人一人の仕事や生活に対しての「やる気」(情熱)が強くあったからだ、私は信じています。

そして、それは私たち「はぐるま」の五つの「行動目標」に沿った生き方にも示されています。

「一人は万人のために。万人は一人のために」という『ことば』がありますが、何よりも大切だと思うのは、目標にも示されているように、自分一人が目標に沿って行動し、到達すれば良いのではなく、仲間たち、職員たちと「いっしょ」に行動し励ましあいながら、前進向上していくことに最も意味があるのだと思えます。

そうしてこそ「はぐるま」の更なる飛躍・発展が約束されるのですね。
今年もこうしたことを、念頭において一人一人が昨年の経験を活かしながらもっている力を充分に出しあって活動できるよう、お互いがんばりましょう。

No.91

2016年
1月22日

社会福祉法人
はぐるまの会

広報委員会

川崎市多摩区
菅馬場1-18-17
Tel.044-946-1308

はぐるまの理念

「私たちはいつまでも仲間たちが安心して働き学び生活できる、社会の実現をめざします」

基本方針

『自分たちでできる事は自分たちでやる。』

自分たちでできない事でも、仲間を力合わせてできるような変えていく(仲間目標)を全ての活動の基本とし、自立の道をしつかり歩んでいけるよう支援します

そのために5つの行動目標があります

- 一、いじめない・いじめさせない
- 一、あきらめない・あきらめさせない
- 一、さぼらない・さぼらせない
- 一、仲間はずれにならない・仲間はずれにさせない
- 一、言いたいことを言う・言いたいことを言わせる

働く・・・生き生きとはたらき、人の役にたつよるこびと、ほこりもちつづけられる、仕事づくりをめざします。

学ぶ・・・できないことをできるようにしながら、わからないことをわかるようにしていき、わかるようになったことが、人生の喜びとなるよう支援します。

くらす・・・いつまでも生き生きと、地域で生活できるための環境をつくります。

以上のことが、あたりまえになる社会にするため、同じ志をもつ人々と協力し、仲間をふやします。

第59回評議員会・第60回理事会報告

平成27年12月19日実施

第一号議案

はぐるま支援センター再開について

27年1月より休止していましたが、「特定相談支援事業」として28年2月より再開します。

第二号議案

はぐるまの会 中期計画

はぐるまが無認可から法人になる時、「何故法人になるのか」を協議し、2001年に「将来構想10年」として関係者全員の「夢」をかたちにしたものがあります。それを実現する為には、安定した基盤を持つことが重要との意思の統一のもと、法人化に踏み切りました。それから15年、あの時に描いた構想はどこまで実現したのでしょうか。それを検証し、将来構想の見直しをしなければなりません。

法人化と共に「障害者支援費制度」「障害者自立支援法」「障害者総合支援法」と福祉の激動の荒波にもまれ、まだまだ変化していく時代の中であっても、はぐるまの進む道を再構築し夢実現に向かい、しっかりと歩んで行きたいと思えます。

各事業所の特徴的な事柄をピックアップします。

一、相談支援事業

「はぐるま支援センター」相談支援専門員の専門性の向上・関係機関との連携をはかり、広く地域に信頼される事業所となるよう努めます。

二、居宅介護事業

（ヘルパーステーションみんと）
これから益々すすむ高齢化に対応できる、デイサービスのような支援メニューを用意し、遠くへ行くことにこだわらない、多様な休日支援ができるようにしていきます。

三、日中系事業

（生活介護・就労継続支援B）
生涯にわたって「労働」できる環境を整えていきます。

仲間の発達や要求に沿い、生き生きと働き、人の役に立つ喜びと、誇りを持ちつづけられる仕事づくりをめざします。

その為に授産種目の精選・工賃規程の見直し等検討中です。

四、共同生活援助事業

（ケアホーム）
「自立生活」「高齢者対応」「生活訓練」等多様化する生活の要求に対応できるホームづくりをめざします。

また高齢化に対応できるシステム（デイサービスの日中活動含む）をつくります。

第三号議案 補正予算

○収入 障害福祉サービス事業収入を467万9千円の当初予算から減としました。

これは川崎市の単独加算が一律約1%減となったこと、利用者1名が退所されたことが原因として考えられます。

○支出 人件費支出を約1500万円の当初予算から増としました。

これは残業が多くなったことによる超過勤務手当の増加、パート職員の新規採用や契約形態の変更による賃金の増加が考えられます。なお、超過勤務については職員の精神衛生上の問題や、体力的な問題等も懸念されますので管理者が中心となって改善策を検討中です。

第四号議案 虐待案件

現状の報告と「虐待防止マニュアル」作成

第五号議案 事業推進委員会より

第1ホーム・いずみホーム移転経過報告

- ・事業用定期建物賃貸借契約を締結しました。
- ・契約締結に伴い、建築協力金1100万円を支払いました。

- ・中野島町内会 回覧にて地域の方へお知らせを出しました。

- ・近隣の皆様に施設管理者・担当者・家主さんと直接個別にご挨拶に伺い、施設の説明をしました。

2016年障害福祉施策の動向について

障害者福祉は今年、2つの意味で大きな節目を迎えます。ひとつは我々にとって最も関係が深い「障害者総合支援法」が施行から3年を迎え、見直しが行われるということ。2つ目は世界のルールともいえる「障害者権利条約」に批准した日本が国連に義務付けられたレポートを提出する年であることです。

現実味を増す介護保険との統合

総合支援法の見直しは厚生労働省の社会保障審議会・障害者部会で話し合われました。その内容は障害を持った仲間の立場からすると喜ばしいといえるものではありませんでした。端的にいえば「給付の抑制」「財源確保」をもとにした討議であり、障害者のあたりまえの暮らしを保障していくような熱意が感じられるものではありません。しかもそれが財務省の財政制度等審議会で出された障害福祉への注目を、ほぼ受け入れたようなものであることは、福祉をつかさどる厚労省にたいして不信を感じざるを得ません。

具体的に見ていくと、介護保険のケアマネジャーが、障害者のサービス等利用計画を作成できるように、とか、障害者が通っている事業所

が介護保険事業所と兼ねられるようにして障害者がそのままの環境、介護保険制度を利用できるように、などということが話し合われています。つまり障害と介護の両制度を巧みに融合して65歳問題を目立たなくさせたいということとです。

介護保険との統合、何が問題なのでしょう？

財政論から語れば、丸ごと税金で抱える福祉より、国民から徴収したお金を使える「保険」制度を利用したほうが支出の抑制につながります。しかも介護保険は原則利用者が全員1割負担をしますから、ほぼ負担なしの障害者制度の利用者も、65歳になれば介護保険のサービスを使ってもらいたい、ということとです（しかも段階的に負担を2割にしていくと提案されています）。

逆に障害者の立場からすると、収入は6〜8万円の障害基礎年金であり、一般の高齢者と違い、働いて積み立てた貯蓄や年金があるわけはありません。それで毎月1割（2割）負担を払うことは困難であり、結果必要なサービスを減らさざるを得ません。その生活が必要最低限度の文化的な生活が送れないものになるなら、憲法に保障された権利が守られないことにもなってしまう。

実はこの介護保険との統合の問題、10年前にも示唆されており、できたのが「自立支援法」

です。その後この法律に対する違憲訴訟が起り廃止、時の政府によって応益負担はしないという約束が交わされました。今の流れは、その約束を反故にするような意見にまとも、この先不安になってしまいます。

そのほか、給付の抑制策として障害の重くない人はグループホームの利用を制限し、ホームヘルプを中心に単独生活できるように見直すなど、負担ありきの改正に、はぐるまの仲間の生活も大きな影響を受けること必至です。

権利条約をもとに我が国を見直して

さて、障害者権利条約では批准から2年以内に政府報告書を提出することを義務付けています。今年の2月が1回目の報告の締めきりになります。その報告書案では、条約の各項目ごとに、「わが国ではこの制度を整えた」「法律に」と義務付けている」という報告をしています。そのことは障害者福祉を推し進めた事実として胸を張ってもよいのかもしれませんが、それでも依然先進国諸国と比較すると、かなり遅れているということは厚労省も知らないわけではなんでしょう。それでいながら報告書には現実に起きている暮らしのようすや、現行制度においての問題点や欠陥等には触れられていません。

権利条約を世界のスタンダードとしてとらえ、我が国が至らない点は反省し、そこに近づけるよう、問題を国際化し国民にも理解を求められるような機会にしてほしいと思います。

ところで、国連に提出するレポートについて、民間の障害者団体も独自に提出することができ、政府報告書と同等に扱われます。これをパラルレポートといいます。

国連に提出される報告書は膨大であり、今回の日本の政府報告書が審査されるのは東京オリンピックのころになるそうです。各障害者団体が調整をし、集約してタイミングを合わせてパラルレポートを作成する準備が進められています。(はぐるま共同作業所 管理者 金田圭二)

バリアフリーの実感

バリアフリーという言葉、当たり前のように使われるようになって久しいことと思います。さて、どのような意味なのだろうか？と改めて調べてみました。

「バリアフリー (英語: Barrier free) とは、対象者である障害者を含む高齢者等の社会的弱者が、社会生活に参加する上で生活の支障となる物理的な障害や、精神的な障壁を取り除くための施策、若しくは具体的に障害を取り除いた事物および状態を指す」(※wikipedia より)

とあり、一九七四年六月に国連障害者生活環境専門家会議で使用されたことで広く一般に知られるようになりました。

一般的には、交通機関やデパート・ホテルなど公共の場所での移動や行動の障壁が取り除かれている状態をまず思い浮かべるのではないのでしょうか？街を歩いていると、そのような表記や対策が多くなされている事を感じることも多くなっています。

さて、昨年末に365日ホーム利用仲間たちは忘年会として浜松・浜名湖への旅行を計画して出かけてきました。

新横浜駅に集合し、新幹線で浜松へ。家庭的な温泉旅館に泊まり、植物園、遊覧船を楽しみ、最後は本場でうなぎに舌鼓をうち、一泊二日の旅行を堪能しました。

一緒に行った仲間の一人は単独での歩行に困難を抱えていました。車椅子を皆で押しながら集合場所の新横浜までやってきました。その後は仲間たちが一番の楽しみにしていた新幹線。改札を通ると駅員の方が新幹線乗車まで付き添いをしてくれ、着席までの支援をいただきました。降車時、ホームにはすでに浜松駅の駅員さんが待機しており、改札出口までの手厚い対応をしていただきました。段差がない、移動しやすいという物理的な障壁以上に人の手を介した支援のありがたさを感じます。

旅館は小さい昔ながらの民宿風。お風呂も決して大きいものではなく、食事は大広間での畳部屋。決してバリアフリーとは言えない造りですが、宿の方々はできる限りの補助をしてくれました。お風呂の時間は貸し切りに、座敷では小さな椅子の用意などなど。チェックアウト時は仲間の感謝の言葉に笑顔で耳を傾けてくれ、集合写真を撮り、「また来てね」の言葉まで。

物理的な障壁は無いに越したことはありません。しかし、その障壁はいくつかの人の手があれば乗り越えられるものもあります。何よりも必要なことはバリアを多くの人たちが認識し、支援の手を差しのべる気持ち幅広く行きわたることなのだと思感しています。

(ホーム責任者 新井多佳夫)



夕焼けに染まる浜名湖湖畔でのひと時…

「新幹線にもまた乗りたいし」

「うなぎも美味しかったし」

「また行けるといいなあ」